

旭川医科大学病院医療ガス安全管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院医療ガス安全管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療ガス安全管理委員会規程（平成16年旭医大達第63号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
(1) 副病院長 <u>(事故防止担当)</u>	(1) 副病院長 <u>(事故防止・安全問題担当) 2人</u>
(2) 麻酔科蘇生科長	(2) 麻酔科蘇生科長
(3) 診療科長のうちから若干人	(3) 診療科長のうちから若干人
(4) 手術部長	(4) 手術部長
(5) 材料部長	(5) 材料部長
(6) 集中治療部長	(6) 集中治療部長
(7) 薬剤部長	(7) 薬剤部長
<u>(8) 看護部長 (新設)</u>	<u>(8) 看護部長が推薦する看護師 1人</u>
<u>(9) 看護部長が推薦する看護師 1人</u>	<u>(9) 臨床工学室長が推薦する臨床工学技士 1人</u>
<u>(10) 臨床工学室長が推薦する臨床工学技士 1人</u>	<u>(10) 事務局次長 (病院担当)</u>
<u>(11) 事務局次長 (病院担当)</u>	<u>(11) 医療ガス設備の管理業務に従事する職員 1人</u>
<u>(12) 医療ガス設備の管理業務に従事する職員 1人</u>	

(13) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第3号，第9号，第10号，第12号及び第13号の委員は，病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号，第9号，第10号，第12号及び第13号の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任されることができる。

(略)

附 則

この規程は，令和7年7月31日から施行し，令和7年7月1日から適用する。

【改正理由】

令和7年7月1日付役員人事に伴い，所要の改正を行うとともに，規定の整備を図るものである。

(12) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第3号，第8号，第9号，第11号及び第12号の委員は，病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号，第8号，第9号，第11号及び第12号の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任されることができる。

(略)